

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和3年5月31日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2000308 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2100004 号

第 1 結論

昭和 57 年*月から昭和 58 年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 37 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 57 年*月から昭和 58 年 12 月まで

私は、請求期間当時、両親が経営する個人事業所で働いていた。国民年金の加入手続は母親が行ってくれ、保険料については、納付した時期、場所、納付方法など明確に記憶していないが、家業が法人化するまで、母親が私の給与から保険料を控除し、家族の保険料と併せて納付してくれていた。母親は厳格な人で、納付できる保険料は必ず納付しているはずであり、私の保険料を未納にすることは考えられないので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の国民年金の記録については、昭和 60 年 5 月頃に被保険者の資格を取得する事務処理が行われ、その際に、請求者が 20 歳に到達した昭和 57 年*月に遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われている。この事務処理時期を基準とすると、母親は、請求期間のうち、昭和 58 年 4 月から同年 12 月までの保険料を過年度保険料として遡って納付することが可能であった。

また、請求者は、保険料の納付について、家業を法人化するまで、母親が、家族の保険料と併せて納付してくれていた旨陳述しているところ、オンライン記録によると、両親の国民年金加入期間は、保険料が全て納付されているほか、請求者についても、上述の事務処理が行われた以後は、請求期間を除き保険料が全て納付済みとされていることから、母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

しかしながら、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間の保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に亡くなっており、請求者の

加入手続及び請求期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、請求期間のうち、昭和 57 年*月から昭和 58 年 3 月までの保険料については、上述の事務処理時期において、既に 2 年の時効が成立しており、母親は、当該期間の保険料を納付することができなかったものとみられる。

さらに、請求期間のうち、昭和 58 年 4 月から同年 12 月までの保険料については、過年度保険料として遡って納付することが可能であったものの、上述のとおり、保険料納付状況の詳細は不明であり、母親が当該期間の保険料を過年度保険料として納付していたと推認することができない。

加えて、戸籍の附票によると、請求者は、請求期間において、A 町（現在は、B 市）に住所を定めていることが確認できるところ、紙台帳検索システムでは、請求者の同町における国民年金被保険者名簿等の帳簿類は索出されない上、B 市は、請求者の請求期間当時に係る資料は保管していないと回答していることから、請求期間の保険料が納付されていたとする事情は見いだせない。

このほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者に対しては、上述の昭和 60 年 5 月頃に払い出された手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2000311 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2100005 号

第 1 結論

請求期間のうち、昭和 41 年 2 月から昭和 50 年 3 月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

また、請求期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 12 月までの期間については、既に国民年金保険料が納付済みとして記録されていることから、訂正することはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 17 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 41 年 2 月から昭和 50 年 12 月まで

私は、昭和 50 年 12 月頃に A 市役所で加入手続を行い、この時、過去の保険料を納付できる特例があると聞き、その場で約 3 万 6,500 円を納付した。領収書に押されていた印鑑の名前も覚えており、保険料を納付できるだけの資力があつたことが分かる預金通帳の写しも提出して、訂正請求をこれまでに 4 回行ったが、訂正をしない旨の決定をしたとする通知を受け取った。

しかし、私が、保険料として約 3 万 6,500 円を納付したことは間違いなく、約 3 万 6,500 円に見合う月数分の保険料を加入手続時に納付したとして、再度、訂正請求（5 回目）をするので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の訂正請求について、請求者の国民年金加入手続は、昭和 50 年 12 月頃に行われ、被保険者資格を遡って取得（昭和 41 年 2 月）する事務処理が行われており、この加入手続時期に一部期間の保険料が現年度保険料として納付（9,900 円）されているものの、請求者は、加入手続時期に保険料として納付した金額は、約 3 万 6,500 円であったなどと主張している。この請求者の主張に対しては、i) 特例納付保険料及び過年度保険料として納付する方法を併用した遡及納付可能期間の保険料合計額、又は現年度保険料を含めた全ての納付可能期間の保険料合計額について、請求者が、預金通帳の記載金額の内訳として保険料に充てたと陳述する金額と、大きく相違していること、ii) 請求者は、当該金額について、どの月の保険料を納付したものであつたのかは分からないとしており、納付対象期間についての詳細は不明であること、iii) A 市は、特例納付保険料及び過年度保険料の収納の取扱いを行っていなかったとして

いること、iv) 同市は、当時の年金担当者に請求者が記憶する名前の職員は在籍していなかったとし、同市の指定金融機関は、該当する職員が在籍していたか不明であるとしていること、v) 被保険者台帳及びA市の被保険者名簿においても、請求者が主張するとおりに保険料が収納された形跡は見当たらないことなどから、既に平成 27 年 7 月 14 日付け、平成 28 年 10 月 5 日付け、平成 30 年 7 月 9 日付け及び令和 2 年 6 月 30 日付けで、訂正をしない旨の東海北陸厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、今回、請求者は、これまでの訂正請求と同じ請求内容にて、5 回目の訂正請求を行っている。

しかしながら、本訂正請求における請求者の請求内容等に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含め、再度検討したものの、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、請求期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 12 月までの期間については、既に国民年金保険料が納付済みとして記録されていることから、訂正することはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2000312 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (国) 第 2100006 号

第 1 結論

昭和 42 年 10 月から昭和 46 年*月までの請求期間及び昭和 46 年*月から昭和 51 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 19 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月から昭和 46 年*月まで

: ② 昭和 46 年*月から昭和 51 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続については、27 歳（昭和 46 年*月に当該年齢に到達）頃に、保険料を遡って納付することができるという通知が届いたため、将来のことを考え、A 市 B 区役所で行い、年金手帳も交付されていた。

保険料については、20 歳からの 7 年間分を遡って一括納付したが、保険料額は、当時、実家の家業の手伝いをして、毎月 4 万円をもらっており、その金額にいくらか足せば、何とか納付できると思った記憶があるため、4 万円か 5 万円ぐらいであったと思う。加入手続以降は、継続して国民年金の被保険者であり、ずっと保険料を納付してきた。

その後、第 3 号被保険者（制度開始は昭和 61 年 4 月）の手続を行った頃に、どこからかは忘れたが、現在所持している年金手帳が送付されてきて、この年金手帳と 27 歳頃の加入手続時に交付された年金手帳の 2 冊を C 社会保険事務所（当時）に提出してくださいとの通知があったので、同事務所に出向き 2 冊とも提出したところ、現在所持している年金手帳のみが返却されたことから、27 歳頃の加入手続時に交付された年金手帳は、現在所持していない。

27 歳頃の加入手続時に交付された年金手帳には、請求期間に係る保険料を納付した証拠があり、未納の期間があったはずはないので、訂正請求をこれまで 2 回行ったが、訂正をしない旨の決定をしたとする通知を受け取った。

しかし、記録の訂正をしない旨の決定には納得できない。再度、訂正請求（3 回目）をするので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求において、請求者は、27歳頃に国民年金の加入手続きを行い、その際に、20歳からの7年間分の保険料を遡って一括納付し、その後は、順次、保険料を納付してきたとしている。また、請求者は、昭和53年7月頃に払い出されたものとみられる現在の年金記録を管理している手帳記号番号について、この頃に加入手続きをした覚えはない旨陳述している。この請求者の主張に対しては、i) 同手帳記号番号前後の連番で管理されている他の被保険者の資格取得状況等を確認しても、請求者と同時期に払い出されていることが確認できるため、この手帳記号番号に基づく加入手続きは、昭和53年7月頃に行われていたものとするのが自然であること、ii) 請求者の主張に沿って27歳頃に保険料を納付するためには、上述の昭和53年7月頃に払い出された手帳記号番号以外の記号番号が払い出されていなければならないものの、オンライン記録、紙台帳検索システム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、上述の昭和53年7月頃に払い出された手帳記号番号以外に請求者に対し別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者から提出された昭和54年度から昭和57年度までの領収書等においても、記載されている手帳記号番号は上述の昭和53年7月頃に払い出された手帳記号番号のみであること、iii) 請求者は、27歳頃の加入手続き時に交付された年金手帳には、請求期間に係る保険料を納付した証拠があったが、当該年金手帳は、第3号被保険者の手続きを行った頃に、C社会保険事務所に提出したと主張するものの、請求者が現在所持する年金手帳、オンライン記録、国民年金被保険者台帳並びにA市及びD市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、年金記録の整備等の事務処理が行われた形跡は見当たらないことを踏まえると、請求者が陳述する27歳頃の加入手続きの際に交付されたと主張する年金手帳が存在したと推認することはできないこと、iv) 請求者は、請求期間当時において国民年金に未加入であり、請求期間の保険料をその主張するとおりの方法で納付することはできなかったものと考えられることなどから、既に平成29年8月3日付け及び令和2年6月30日付けで、訂正をしない旨の東海北陸厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、今回、請求者は、これまでの訂正請求と同じ請求内容にて、3回目の訂正請求を行っている。

しかしながら、本訂正請求における請求者の請求内容等に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含め、再度検討したものの、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。